

国自貨第 67 号
令和 4 年 9 月 7 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

海上コンテナ輸送の割増率について

今般、海上コンテナ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

なお、本通知は別添により公益社団法人全日本トラック協会へ周知していることを申し添える。

記

海上コンテナ輸送における運賃は、「標準的な運賃」における「トレーラー (20 t クラス)」の「**4 割増**」となること。

国自貨第 102 号
令和 4 年 11 月 21 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

セメントバルク車他 3 車種の割増率について

今般、セメントバルク輸送、ダンプ輸送、コンクリートミキサー輸送、タンク (石油、化成品、高圧ガス) 輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

なお、本通知は別添により公益社団法人全日本トラック協会へ周知していることを申し添える。

記

セメントバルク車は、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」及び「トレーラー (20 t クラス)」の「**2 割増**」となること。

ダンプ車は、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」の「**2 割増**」となること。

コンクリートミキサー車は、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」の「**2 割増**」となること。

タンク車は、**石油製品**について、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」及び「トレーラー (20 t クラス)」の「**3 割増**」となること、**化成品**について、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」及び「トレーラー (20 t クラス)」の「**4 割増**」となること、**高圧ガス製品**について、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」及び「トレーラー (20 t クラス)」の「**5 割増以上 (※)**」となること。 (※)高圧ガスについては内容物に対応したタンク仕様による車両本体価格が高額となる場合がある。

車両区分	割増率
<p>●海上コンテナ輸送</p> <p>標準的な運賃における「トレーラー(20tクラス)」の</p>	4割
<p>●セメントバルク車</p> <p>標準的な運賃における「大型車(10tクラス)」及び 「トレーラー(20tクラス)」の</p>	2割
<p>●ダンプ車</p> <p>標準的な運賃における「大型車(10tクラス)」の</p>	2割
<p>●コンクリートミキサー車</p> <p>標準的な運賃における「大型車(10tクラス)」の</p>	2割
<p>●タンク車(石油製品)</p> <p>標準的な運賃における「大型車(10tクラス)」及び 「トレーラー(20tクラス)」の</p>	3割
<p>●タンク車(化成品)</p> <p>標準的な運賃における「大型車(10tクラス)」及び 「トレーラー(20tクラス)」の</p>	4割
<p>●タンク車(高圧ガス製品)</p> <p>標準的な運賃における「大型車(10tクラス)」及び 「トレーラー(20tクラス)」の</p>	5割以上